
平成 1 9 年度岐阜県食品衛生監視指導計画

岐 阜 県

目 次

第1章 計画策定の目的等

1 策定の目的	1
2 計画の期間等	1

第2章 監視指導等の基本的事項

1 基本的事項	2
(1) 計画の対象	2
(2) 実施機関、人員	2
(3) 厚生労働省や他自治体との連携	3
(4) 関連部間の連携	4
(5) 外部関係団体との連携	4
(6) 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上	4
2 監視指導	5
(1) 法及び条例に基づく営業許可施設に対する監視指導	5
(2) 法及び条例に基づく営業許可施設以外の食品取扱施設に対する監視指導	5
(3) と畜場、食鳥処理場に対する監視指導	6
(4) 違反発見時の対応	6
3 試験検査	8
(1) 食品検査	8
(2) と畜検査及び食鳥検査	8
(3) 試験検査体制の充実・強化	8
4 違反事実の公開	8
5 食品等事業者の自主的衛生管理	8
(1) 自主検査及び記録の作成・保存	8
(2) HACCP導入の推進	9
(3) 食品衛生指導員活動の推進	9
6 リスクコミュニケーション(消費者、事業者、行政の間の意見交換等)	9
7 消費者に対する普及啓発	9

第3章 平成19年度の重点的取組み

1 監視指導	10
(1) 重点監視施設	10
(2) 重点監視事項	11
2 試験検査	12
(1) 残留農薬及び動物用医薬品等検査	12
(2) 遺伝子組換え食品検査	13

(3) アレルギー物質検査	1 3
(4) 食品添加物検査	1 4
(5) 牛乳及び加工乳の成分規格検査	1 4
(6) 食肉及び食鳥肉の食中毒原因菌汚染実態調査	1 4
(7) 給食及び弁当類の細菌検査	1 4
(8) 牛海綿状脳症 (B S E) スクリーニング検査	1 5
3 食品等事業者の自主衛生管理の促進	1 5
(1) 「営業の施設の内外で公衆衛生上講ずべき措置に関する基準 (措置基準)」 に基づく自主衛生管理の推進	1 5
(2) 食中毒防止対策	1 5
4 H A C C P システムの推進	1 6
(1) H A C C P 導入重点支援対策	1 6
(2) H A C C P 普及推進大会の開催	1 6
5 リスクコミュニケーション (消費者、事業者、行政の間の意見交換等) の推進	1 6
(1) 食品の安全に関するシンポジウムの開催	1 6
(2) 県民との意見交換会の開催	1 6
(3) 体験型リスクコミュニケーションの実施	1 6
(4) 出前講座の開催	1 7
(5) 県民意識調査の実施	1 7
(6) 「見学可能な食品関連施設リスト」の作成と公開	1 7

第1章 計画策定の目的等

1 策定の目的

食品衛生監視指導については、食品衛生法第24条の規定により、都道府県等が毎年度、地域の実情等を踏まえた食品衛生監視指導計画を定め、重点的、効率的かつ効果的な監視指導を推進することとされています。

当県では、平成15年12月に全国に先駆けて岐阜県食品安全基本条例を制定し、全庁的な体制で食の安全確保に取り組んできたところであり、消費者の安全を第一とする姿勢のもと、平成16年度から年度ごとに岐阜県食品衛生監視指導計画を策定し、その実施結果について公表を行っています。

平成19年度計画では、平成19年3月に改正された岐阜県食品衛生法施行条例で規定している「営業の施設の内外で公衆衛生上実施すべき措置に関する基準」の営業者への周知徹底、平成18年度から導入された残留農薬規制のポジティブリスト制に対応した効率的な残留農薬検査の実施など、重点的な取り組みを行うことにしています。

2 計画の期間等

本計画の期間は、平成19年4月1日から平成20年3月31日の1年間とします。ただし、大規模又は緊急的な食品関連事故が発生した場合は、必要に応じて適宜見直しを行います。

第2章 監視指導等の基本的事項

1 基本的事項

(1) 計画の対象

本計画は、県立保健所の管内を対象地域とします。

ただし、本計画に基づく監視指導の実施にあたっては、中核市として独自に保健所を設置している岐阜市との情報の共有化、基本的な指導方針の標準化等の連携を図ります。

監視指導の対象

- ・「食品衛生法」(以下「法」という。)に基づく営業許可施設及び事業者
- ・「岐阜県食品衛生条例」(以下「条例」という。)に基づく営業許可施設及び事業者
- ・法及び条例に基づく営業許可施設以外の食品取扱施設及び事業者
- ・「と畜場法」に基づくと畜場及びと畜業者
- ・「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく食鳥処理場及び食鳥処理業者

啓発の対象

- ・消費者
- ・事業者

(2) 実施機関、人員

健康福祉部生活衛生課、保健所及びセンター、食肉衛生検査所、保健環境研究所が各々の責務を果たすとともに、国及び他部局関係課と連携し、一体となって食品の安全確保及び食品に対する県民の安心感の向上に取り組んでいきます。また、適切に業務が遂行できるよう食品衛生監視員、と畜検査員等の人員の適正な配置に努めるものとします。

監視指導実施機関の役割

保健所及びセンター

- ・法及び条例に基づく営業許可施設の監視指導
- ・法及び条例に基づく営業許可施設以外の食品取扱施設の監視指導
- ・食品等事業者に対する情報提供及び衛生講習会の開催
- ・食品営業施設における自主管理の促進
- ・違反食品、苦情食品等の不良食品に係る調査、指導
- ・食中毒(疑いを含む。)に係る調査、指導
- ・と畜検査及び食鳥検査の実施
- ・と畜場及び食鳥処理場の監視指導
- ・消費者に対する食品衛生知識の普及啓発及び情報提供

食肉衛生検査所

- ・と畜検査及び食鳥検査の実施
- ・と畜場及び食鳥処理場の監視指導

試験検査実施機関の役割

保健所及びセンター

- ・収去検体の採取及び検査
- ・違反食品、苦情食品等の不良食品に係る検体の採取及び検査
- ・食中毒（疑いを含む。）に係る検体の採取及び検査

検査については、試験検査担当を置く保健所で実施

食肉衛生検査所

- ・収去検体の採取及び検査

保健環境研究所

- ・食品の検査
- ・食中毒（疑いを含む。）に係る確認検査

【収 去】

食品衛生法に基づき、食品衛生監視員が、食品の成分規格等に適合していることを確認するため、製造施設や販売施設から食品などを採取することです。

(3) 厚生労働省や他自治体との連携

大規模又は広域的な食中毒等が発生した場合や健康食品による健康被害が発生した場合、輸入食品に係る違反事例が発見された場合等、厚生労働省や他自治体との連携が必要な際には、情報の提供や収集に努め、連絡を密にし、適正に対応するものとし、特に隣接する自治体との連携体制を確保します。

総合衛生管理製造過程（H A C C P）の承認施設への監視指導に際しては、必要に応じ東海北陸厚生局と連携しながら実施します。

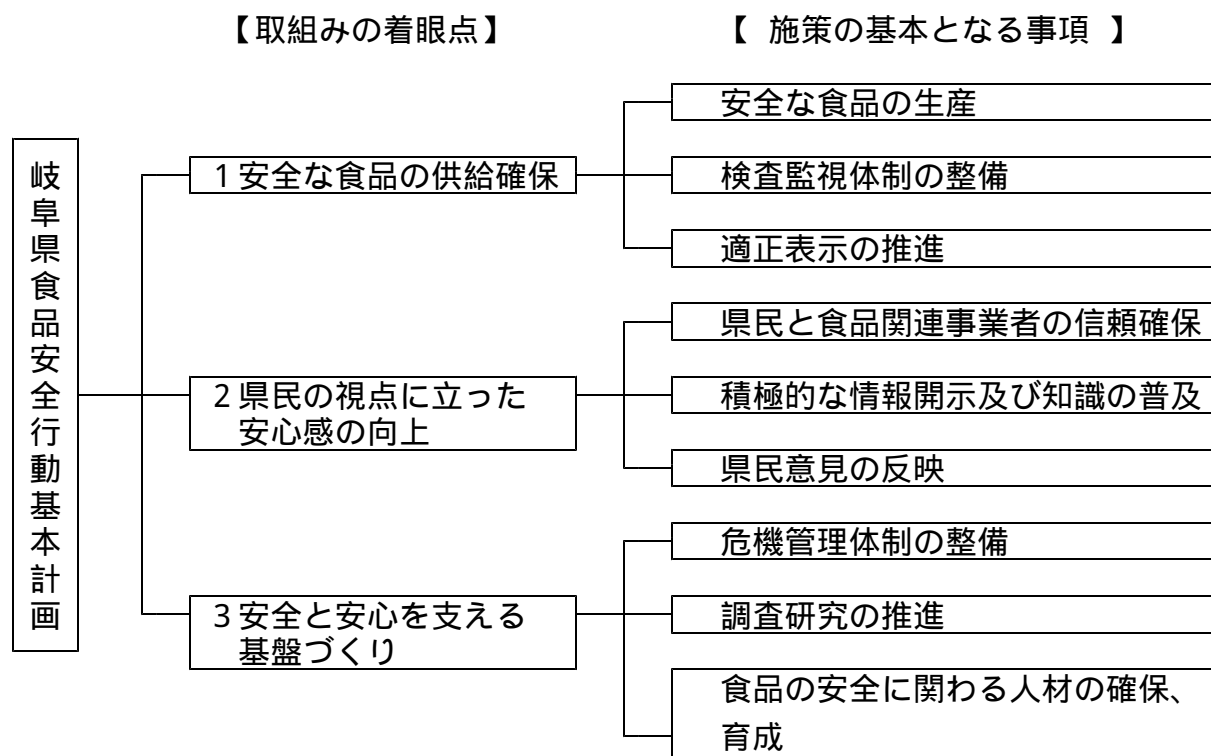
【H A C C P】

米国のN A S Aが安全な宇宙食を供給するために開発した衛生管理システムを Hazard Analysis Critical Control Point システムといい、一般的にはH A C C P（危害分析重要管理点）システムと呼ばれています。

これまでのように最終製品の一部を抜き取り検査して製品全体が安全基準に適合しているかどうかを判断する方法ではなく、製造工程の要所要所で異常がないか全ての製品を連続的に確認するため、より信頼性の高い安全性確認のシステムといえます。

(4) 関連部間の連携

「岐阜県食品安全基本条例」に基づいて平成16年度に、食の安全、安心に関する5ヶ年計画である「岐阜県食品安全行動基本計画」を定めました。この行動基本計画に基づいて、庁内関連部が連携し、県内で生産、流通又は消費される食品の横断的な安全確保に努めます。



特に、残留農薬や残留動物用医薬品等については、関係部間の連携を強化し、情報の提供や収集に努め、生産段階からの安全確保を図ります。

また、食品の表示に係る監視指導については、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「健康増進法」、「薬事法」を所管する部間で連携し実施します。

(5) 外部関係団体との連携

食品事業者で構成され、自主的な食品衛生活動に取り組んでいる（社）岐阜県食品衛生協会と連携し、食品衛生監視員、食品衛生指導員、食品衛生管理者及び食品衛生責任者等が協力して、食品の安全確保に取り組みます。

(6) 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上

食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員等関係職員

食品事故に対して迅速かつ適切な対応ができるよう技術研修を実施し、人材の育成や資質の向上を図ります。また、HACCPシステムの導入やその手法を取

り入れた衛生管理を促進するため、専門的指導ができる職員の養成に努めます。
事業者

食品営業許可施設においては、食品衛生管理者又は食品衛生責任者を設置させ、自主的な食品の衛生確保を図ります。食品の製造、加工、調理等における衛生管理の自主的な取組みを促進するため、講習会等を通じて事業者の意識の向上を図ります。

2 監視指導

(1) 法及び条例に基づく営業許可施設に対する監視指導

取り扱う食品の種類や営業の特性、規模等により危害度分類を行い、食品営業施設を表1「食品営業施設の危害度分類」のとおり、レベル1～4に分類します。

危害度の高い施設を中心に、必要に応じて収去検査や施設の拭き取り検査を行い、監視指導に努めます。

また、食中毒の発生しやすい気象状況となる夏期や大量の食品が流通する年末には、食品による事故や違反が懸念されます。この時期に、食品営業施設に対し一斉立入検査を行い、食品の衛生的な取扱い、添加物の適正使用、食品及び添加物の適正表示等について重点的な監視指導及び食品の検査を実施します。

監視指導の結果は公表します。

<主な監視項目>

- ・法及び条例に基づく施設基準、措置基準に適合することの確認及び指導
- ・製造、加工、販売する食品等が規格基準、表示基準等に適合することの確認及び指導
- ・仕入元、出荷、販売先等に関する記録の作成、保存の指導及び確認

(2) 法及び条例に基づく営業許可施設以外の食品取扱施設に対する監視指導

法及び条例に基づく営業許可施設以外の食品取扱施設の把握に努め、食品の生産から流通、保管、販売に至る各段階において衛生的な取扱いが行われるよう監視指導を行います。

特に、集団給食施設については、多数の人に食事を提供することから、食中毒等の衛生上の危害の発生が危惧されるため、重点的な監視指導を行います。

<主な監視項目>

- ・施設の衛生管理、食品の衛生的な取扱方法等に関する指導及び確認
- ・製造、加工、販売する食品等が規格基準、表示基準等に適合することの確認及び指導
- ・仕入元、出荷、販売先等に関する記録の作成、保存の指導及び確認
- ・集団給食施設については、「大量調理施設衛生管理マニュアル」又は「中小規模調理施設における衛生管理の徹底について」(平成9年6月30日衛食第201

号)に基づく指導

(3) と畜場、食鳥処理場に対する監視指導

食肉の安全性を確保するため、と畜検査、食鳥検査を実施するとともに、と畜場及び食鳥処理場の施設や取扱器具類の衛生管理、食肉及び食鳥処理工程における衛生管理について監視指導を行います。

<主な監視項目>

- ・「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく施設基準、措置基準等に適合することの確認及び指導
- ・一般的衛生管理事項の実施状況の確認及び指導

(4) 違反発見時の対応

法又は条例違反を発見した場合は、その場において改善指導を行うとともに、違反が軽微であって直ちに改善が図られるもの以外は書面による改善指導を行います。

表1 営業許可施設の危害度分類

危害度	業 種	危害度レベルの解説等
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店営業 (仕出し・弁当で1000食以上の調理施設、ホテル・旅館で収容人数100名以上の施設) ・ 菓子製造業 (広域流通食品製造施設) ・ アイスクリーム製造業 (ソフトクリームを除く) ・ 乳処理業 ・ 乳製品製造業 ・ 食肉製品製造業 ・ 魚肉ねり製品製造業 ・ 食品の冷凍又は冷蔵業 (広域流通食品製造施設) ・ 清涼飲料水製造業 ・ 乳酸菌飲料製造業 ・ 豆腐製造業 (広域流通食品製造施設) ・ めん類製造業 (広域流通食品製造施設) ・ そうざい製造業 	<p>食中毒等の食品事故の発生時に大規模事故となる可能性が高い業種</p> <p>食中毒等の食品事故の過去の発生頻度等から、危害度が、特に高いと考えられる食品を製造する業種</p> <p>総合衛生管理製造過程承認食品を製造する業種 (乳・乳製品、食肉製品、魚肉ねり製品、清涼飲料水)</p> <p>広域に流通する食品を製造する業種</p> <p>施設の構造が複雑であり、特に衛生管理に注意を要する業種</p> <p>食品の製造工程が複雑であり、特に衛生管理に注意を要する業種</p>
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店営業 (レベル1以外の仕出し・弁当及びホテル・旅館、簡易宿所) ・ 菓子製造業 (レベル1以外の施設) ・ あん類製造業 ・ 食肉処理業 ・ 食肉販売業 (細切行為等のあるもの) ・ 魚介類販売業 (調理行為のあるもの) ・ 食品の冷凍又は冷蔵業 (冷凍食品製造施設) ・ 豆腐製造業 (レベル1以外の施設) ・ めん類製造業 (レベル1以外の施設) ・ 添加物製造業 	<p>食中毒等の食品事故の発生時に中規模程度事故となる可能性が高い業種</p> <p>食中毒等の食品事故の発生頻度が中程度である食品を製造又は販売する業種</p> <p>食品の製造工程が、比較的簡易であり管理しやすい業種</p> <p>施設の構造が比較的単純であり管理しやすい業種</p> <p>食品の製造又は販売時の温度管理に注意を要する業種</p>
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店 (一般食堂、その他) ・ 喫茶店営業 (自動販売機営業を除く) ・ アイスクリーム製造業 (レベル1以外の施設) ・ 食肉販売業 (レベル2以外の施設) ・ 魚介類販売業 (レベル2以外の施設) ・ 魚介類せり売り業 ・ 食品の冷凍又は冷蔵業 (レベル1・2以外の施設) ・ 冰雪製造業 ・ 食用油脂製造業 ・ みそ製造業 ・ しょうゆ製造業 ・ ソース製造業 ・ 酒類製造業 ・ 納豆製造業 ・ 缶詰又は瓶詰食品製造業 ・ つけ物製造業 ・ こんにゃく又はところてん製造業 ・ 弁当又はそうざい販売業 	<p>食中毒等の食品事故の発生頻度が低度である食品を製造又は販売する業種</p> <p>食品の製造工程が簡易であり管理しやすい業種</p> <p>施設の構造が単純であり管理しやすい業種</p>
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店 (自動販売機営業) ・ 喫茶店営業 (自動販売機営業) ・ 乳類販売業 ・ 冰雪販売業 	<p>食中毒等の食品事故の発生がほとんどない食品を製造又は販売する業種</p> <p>食品の製造工程が簡易であり管理しやすい業種</p> <p>施設の構造が単純であり管理しやすい業種</p> <p>自動販売機営業</p>
レベルS	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過去3年間に食品事故等の発生があった施設 	<p>食中毒原因施設</p> <p>食品、添加物等の規格基準違反を起こした施設</p>

3 試験検査

(1) 食品検査

県内に流通する食品の成分規格、添加物の使用基準、野菜や果実の残留農薬、遺伝子組換え食品、アレルギー物質の検査、給食施設で調理された食品の細菌検査等を実施します。

また、輸入食品は、厚生労働省が輸入時に検査を実施していますが、輸入野菜の残留農薬等が問題となっていることから、県内で販売される食品について独自検査を実施します。

(2) と畜検査及び食鳥検査

と畜場で処理される全ての家畜及び年間30万羽を越える処理を行う食鳥処理場で処理される全ての家禽の検査を実施し、食用に適することを確認します。

また、全ての牛について、BSEスクリーニング検査を実施します。

(3) 試験検査体制の充実・強化

保健所、食肉衛生検査所、保健環境研究所において、食品衛生に関する試験検査設備の充実を図ります。

検査担当者の研修、訓練に努め、検査技術の向上に努めるとともに、業務管理基準（GLP）に従い、外部精度管理や内部点検を行い、検査の信頼性確保に努めます。

4 違反事実の公開

食品衛生上の危害の状況を明らかにし、危害の拡大防止及び再発防止を図るため、法（又は条例）違反であって、次に該当する場合は、営業者の氏名、営業所所在地及び対象食品等について迅速に公表します。

(1) 食中毒等の食品事故の原因施設に対し営業の禁停止若しくは許可の取り消し等の行政処分を行った場合

(2) 食品等の収去検査等により、法違反を発見し、食品の回収、廃棄等の行政処分を行った場合

5 食品等事業者の自主的衛生管理

(1) 自主検査及び記録の作成・保存

食品等事業者の責務である食品に関する知識及び技術の習得、自主検査の実施を促進します。

また、食中毒等の食品事故発生時における原因究明・被害拡大防止に活用できるよう、食品製造や販売に関する記録の作成・保存の必要性について食品等事業者の理解を深め、適切に記録の作成・保存が行われるよう自主管理を促進します。

(2) HACCP導入の推進

HACCPの概念を取り入れた衛生管理により、安全な食品の製造を行うよう食品営業施設に対し積極的な助言・指導に取り組みます。

法に基づく総合衛生管理製造過程承認制度の対象業種で、厚生労働大臣の承認取得を希望する施設に対して助言、指導を行い、導入の推進を図ります。

また、既存の承認施設については、定期的な監視指導により衛生管理の徹底を図ります。

(3) 食品衛生指導員活動の推進

(社)岐阜県食品衛生協会が実施する食品営業施設への巡回指導について、保健所が行う監視指導との整合性を図りながら食品衛生指導員への技術的な助言指導を行うなど、食品衛生指導員活動を支援していきます。

また、食品衛生責任者を対象とする衛生講習会を開催して、施設における衛生レベルの向上を図り、食品による事故等を未然に防止します。

6 リスクコミュニケーション（消費者、事業者、行政の間の意見交換等）

県民の食品に対する安心感の向上を図るため、食品の安全性について全ての関係者が率直な意見交換を通じて相互の信頼関係を醸成するリスクコミュニケーションの実施に努めます。

(1) リスクコミュニケーションの機会を積極的に創出します。

(2) 全ての関係者が食品の安全性に関する情報を共有するため、多様な媒体・機会を活用して積極的な情報の開示や説明を行います。

(3) 食品の自主回収や食中毒警報の発令等の緊急情報については、その情報を電子メールで事業者迅速に提供（食品緊急情報メール）します。

(4) 「食品安全対策協議会」を開催して、消費者、学識経験者、生産者、流通販売業者との意見交換に努めます。また、食品の安全性に対する意見を幅広く聴取するために設置した食品安全対策モニターの活動を促進し、県民の意見、要望を的確に把握します。

(5) 「食の安全相談窓口」を活用し、随時、消費者及び事業者の相談を受け付けます。

7 消費者等に対する普及啓発

消費者に対して食品衛生に関する知識の普及や情報提供を行い、家庭での食中毒等の食品に起因する事故防止に努めます。

また、食中毒が発生しやすい季節には、「食中毒警報発令運営要領」に基づき、必要に応じて食中毒警報を発令し、注意喚起を行うとともに、あわせて食品衛生に対する関心の高揚を図ります。

第3章 平成19年度の重点的な取組み

1 監視指導

食品による事故防止等のため、従来から食品営業施設、給食施設に対する監視指導、食品の表示検査等を実施しています。平成19年度は、特に次の項目を重点監視項目として取り組みます。

(1) 重点監視施設

営業許可施設に対する監視指導

営業許可施設をP7の表1「営業許可施設の危害度分類」における危害度のレベル別に監視目標を表2のとおりとし、特に「レベル1」を重点的に監視指導します。また、「レベル1」以外の施設において、過去3年間に食品事故等の発生があった施設については「レベルS」として、「レベル1」と同様に重点的な監視指導を行います。

なお、許可施設以外の食品取扱施設についても必要に応じて監視指導を行います。

表2 レベル別監視目標

レベル	主 な 業 種	監 視 方 法	施設数 (18.3.31 現在)	目標回数 (回/年)
1	飲食店営業（仕出し・弁当で1000食以上の調理施設、ホテル・旅館で収容人数100名以上の施設）、乳処理業、広域流通食品製造施設 等	施設に立入り、法に基づく監視指導を実施するとともに、製造工程の詳細な調査、製品の収去検査、施設の拭き取り検査（簡易検査を含む）等を行い、科学的データに基づき重点的な指導を実施します。	1,016	2
2	飲食店営業（レベル1以外の仕出し・弁当及びホテル・旅館、簡易宿所）、食肉販売業（細切行為等のあるもの）、添加物製造業 等	施設に立入り、法に基づく監視指導を実施するとともに、必要に応じて製品の収去検査等を行い、指導を実施します。	7,200	1
3	飲食店（一般食堂、その他）、缶詰又は瓶詰食品製造業、食肉販売業（レベル2以外の施設）、つけ物製造業、弁当又はそうざい販売業等	食品営業許可の継続時の立入検査のほか、必要に応じて指導を行います。	21,387	0.5
4	飲食店（自動販売機営業）、喫茶店営業（自動販売機営業）、乳類販売業、氷雪販売業	食品営業許可の継続時の立入検査時に指導を行います。	8,722	0.2
S	過去3年間に食品事故等の発生があった施設	業種を問わず「レベル1」と同様に重点的に監視指導します。	28	2

計画の実施時には、19.3.31現在の施設数に置き換えて運用します。

広域流通食品製造施設の監視指導

広域に流通する食品は、ひとたび事故が発生すると大規模化し、社会的な影響も大きいことから、こうした食品の製造施設の監視指導を強化します。

また、収去検査、拭き取り検査等の結果をもとに衛生管理マニュアルの整備等について助言するとともに、科学的根拠に基づく期限表示の設定、製造販売等に係る各種記録の作成・保管などについて重点的な指導を行います。

対象施設数 511施設

集団給食施設に対する監視指導

集団給食施設の規模及び種別に応じて、表3のとおり監視指導及び調理食品の検査を行います。

また、各施設における施設管理者及び調理従事者等による自主点検の実施及びその記録の保管について指導します。

表3 集団給食施設の監視目標

区 分	種 別	目標回数(回/年)	食品検査
大量調理施設 (1回300食以上又は1日750食以上を提供する施設)	全施設	2	全施設
中小調理施設 (上記以外の施設)	学 校	1	全施設の1割
	病 院	1	
	その他	0.5	

(2) 重点監視事項

統一的な食品表示指導

食品表示について統一的で効率的な指導を行うため、年に2回の食品表示適正化強化月間を設け、食品衛生法、JAS法、景表法など食品表示規制を所管する現地機関が合同して監視を実施します。

合同監視目標 500件

アレルギー物質表示の適正化

県内の加工食品製造施設を対象に、使用原材料及び製造工程等の詳細を立入調査し、小麦、そば等のアレルギー物質の適正な管理、表示方法について指導を行い、アレルギー物質表示の適正化を図ります。

目標立入施設数 200施設

輸入食品の添加物使用実態把握

輸入食品について、収去検査により国内で使用が認められていない添加物の使用の有無を確認し、違反食品を排除します。

また、国内で使用が認められている添加物については使用基準に適合しているか確認し、適切な表示について輸入業者等に対し指導を行います。

健康食品に対する指導

いわゆる健康食品として製造販売される食品について、その製造施設の把握を行い、原材料や製造工程を確認し、衛生的な取扱いと適切な表示について指導します。

また、錠剤、カプセル状等の食品については、「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性に関する自主点検ガイドライン」に基づく安全性の確認を行うよう製造者の指導を行います。

なお、医薬品と判断される原材料の使用や効能効果の表示など薬事法違反の恐れがあるものや、栄養成分表示に関する不適事項などについては、関係課で連携の上、統一的な指導を実施します。

牛海綿状脳症（BSE）に関する衛生指導

牛肉の安全性を確保するため、と畜場において特定部位（頭部（舌及び頬肉を除く。）せき髄、及び回腸（盲腸との接続部分から2 mまでの部分に限る。））の適切な除去について、監視指導を行います。

2 試験検査

試験検査については、県内で製造・販売される食品を中心に実施します。また、輸入食品や給食施設において調理される食品についても検査を行います。

検査項目として、残留農薬、遺伝子組換え食品、アレルギー物質、食品添加物、食肉中の動物用医薬品、食中毒起因菌等について実施します。

平成19年度は次の項目を重点検査項目として取り組みます。

(1) 残留農薬及び動物用医薬品等検査

残留農薬及び動物用医薬品（以下、残留農薬等といいます。）等の検査について表4のとおり実施します。

残留農薬等の規制がポジティブリスト制に移行後、全国で輸入農畜産物の基準違反が多発しています。全国の違反事例及び検出事例等の状況を参考にして検査対象農薬等を選択し、効率的な検査を実施します。

また、その他に、重金属、アフラトキシン等の検査を実施し、検査結果を公表します。

【残留農薬等のポジティブリスト制】

平成18年5月以前は、国が基準値を定めた農産物と農薬の組み合わせのみが規制対象となっており、基準値のない農薬がどれだけ検出されても違反とはなりませんでした。

平成18年5月29日から導入されたポジティブリスト制では、全ての農産物について、これまでの基準値、暫定基準値（国際的な基準値、農薬取締法の登録保留基準等を踏まえた暫定的な基準値）、一律基準（0.01ppm）のいずれかが基準値として適用されています。また、農産物等を原材料とした加工食品にも適用範囲が拡大し、大幅な規制強化が行われました。

表4 残留農薬等検査

区 分	検 査 内 容	検査数	検査実施機関
農 薬	県内産及び県外産の野菜、果実等を検査する。また輸入食品についても検査する。	1 5 4	保健環境研究所
重金属	米のカドミウム汚染実態を継続的に監視するため、地域を指定して検査する。	3	
抗生物質	畜水産物（牛乳や養殖魚等）の安全性を確認するため検査する。	3 1	
合成抗菌剤	畜水産物（牛乳や養殖魚等）の安全性を確認するため検査する。	8	
リステリア菌	輸入チーズを検査する。	5	
アフラトキシン	輸入ナッツを検査する。	5	
抗生物質・ 合成抗菌剤	国産及び輸入食肉を検査する。	2 2 0	食肉衛生検査所
内寄生虫駆除剤	国産及び輸入食肉を検査する。	6 0	
ホルモン剤	輸入食肉を検査する。	1 0	

(2) 遺伝子組換え食品検査

近年、遺伝子組換え食品に対する消費者の関心は高まっています。国内で承認されている遺伝子組換え食品及び未承認の遺伝子組換え食品について検査を実施し、未承認食品の排除と承認された遺伝子組換え食品について適正表示を指導します。

また、遺伝子組換え食品検査は、従来、登録検査機関に委託してきましたが、検査体制を整備し、平成19年度より保健環境研究所において検査を実施します。

表5 遺伝子組換え食品検査

区 分	検 査 内 容	検査数	検査実施機関
遺伝子組換え食品	大豆、とうもろこし加工品、ばれいしょ加工品等を対象に検査する。	3 0	保健環境研究所

(3) アレルギー物質検査

アレルギー物質の表示記載漏れによる自主回収が全国で頻繁に発生しています。食品製造施設に立入し、原材料の確認を行うとともに、製品のアレルギー物質の検査を実施し、コンタミネーション（意図しない混入）の可能性について科学的に検証します。

また、アレルギー物質検査は、従来、登録検査機関に委託してきましたが、検査体制を整備し、平成19年度より保健環境研究所において検査を実施します。

表6 アレルギー物質検査

区 分	検 査 内 容	検査数	検査実施機関
アレルギー物質	表示義務のあるアレルギー物質（小麦、そば、卵、乳、落花生）について検査する。	30	保健環境研究所

(4) 食品添加物検査

県内に流通する食品について収去検査を実施し、添加物の使用実態を把握するとともに、関係業者に対して添加物の適正な使用及び表示方法を指導することにより、違反食品の一掃を図ります。

表7 食品添加物検査

項 目	検査数	検査実施機関
保存料・着色料、甘味料等	430	保健環境研究所及び保健所

(5) 牛乳及び加工乳の成分規格検査

学校給食をはじめとして、毎日飲用されることが多い牛乳及び加工乳について、県内の全ての乳処理施設で製造される製品を対象に、成分規格検査（細菌数、大腸菌群、無脂乳固形分、乳脂肪分、比重、酸度）を実施します。

表8 牛乳及び加工乳の成分規格検査

項 目	検査数	検査実施機関
成 分 規 格 検 査	200	保 健 所

(6) 食肉及び食鳥肉の食中毒原因菌汚染実態調査

近年の食中毒の発生状況をみると、発生件数では、カンピロバクターが細菌性食中毒の原因菌の第1位になっています。この菌は、一般に牛、豚、鶏などの動物由来であることから、食中毒を防止するためには、食肉や食鳥肉の衛生管理が非常に重要です。

そのため、と畜場、食鳥処理場及び食肉処理施設等における汚染の実態を検査し、適切な衛生管理について指導します。

(7) 給食及び弁当類の細菌検査

学校、病院を始めとした給食施設で調理された食品及び大量に製造販売される弁当類について、「弁当及びそうざいの衛生規範」に基づいた細菌検査を実施します。

(8) 牛海綿状脳症（BSE）スクリーニング検査

平成13年10月から全国一斉に、と畜場に搬入される全ての牛についてBSEスクリーニング検査を実施してきましたが、平成17年8月1日から、法的なスクリーニング検査の対象が21ヶ月齢以上に引き上げられました。

県では、県民の安心感の向上のため、引き続き牛の月齢にかかわらず、全ての牛について検査を実施します。

なお、検査の結果については、ホームページに毎月公表します。

3 食品等事業者の自主衛生管理の促進

食品等事業者に対し、食品の衛生的取扱い、手洗い、温度管理、健康管理など食品衛生に関する知識や技術の向上を図り、食品の衛生、安全性確保について普及啓発を行います。

(1) 「営業の施設の内外で公衆衛生上講ずべき措置に関する基準（措置基準）」の周知徹底

平成19年3月、岐阜県食品衛生法施行条例の一部が改正され、「営業の施設の内外で公衆衛生上講ずべき措置に関する基準（措置基準）」が大幅に強化されました。平成19年10月に改正条例が施行されることから、それまでの間に、各種講習会等において措置基準の内容を営業者に周知し、施設及び食品の衛生的な管理が行われるよう重点的な啓発を行います。

【営業の施設の内外で公衆衛生上講ずべき措置に関する基準（措置基準）】

措置基準とは、食品衛生法に基づいて各都道府県等が条例で定めている食品関係の営業施設における衛生管理に関する基準のことをいいます。施設の清掃等の維持管理、機械器具等の衛生管理、食品の取扱方法、廃棄物の処理、従事者の健康管理等について規定されており、食品を取扱う営業者には、この基準を遵守する義務が課せられています。

平成19年3月の条例改正によって、従来7区分23項目であったものが、15区分82項目に内容が充実され、より詳細かつ具体的な内容となりました。

(2) 食中毒防止対策

最も患者数が多いノロウイルスによる食中毒の防止対策を中心に啓発を行います。特に、いったん食中毒が発生すると社会的影響が大きく、大規模化するおそれがある集団給食施設に対し衛生講習会を開催します。

また、近年、未加熱又は加熱不十分な食肉の摂食による食中毒が多発していることから、食肉の生食の危険性について周知を図ります。

4 HACCPシステムの推進

(1) HACCP導入重点支援対策

広域流通食品製造施設等の中で、施設の自主的な衛生管理について関心の高い施設からHACCP導入重点支援施設を選定し、収去検査や拭き取り検査等の科学的データに基づいたHACCPプランの作成を支援します。

(2) HACCP普及推進大会の開催

事業者を対象に、HACCP普及推進大会を開催し、積極的にHACCPの導入を図っている施設を優良施設として表彰するとともに、HACCPに関する講演、被表彰施設による取組事例紹介等を行い、事業者の取組み意欲の向上とHACCPに関する知識向上を図ります。

5 リスクコミュニケーション（消費者、事業者、行政の間の意見交換等）の推進

(1) 食品の安全・安心シンポジウムの開催

県民の食の安全に対する知識の向上と理解を深めるため、消費者等を対象としてシンポジウムを開催し、基調講演や意見交換を行います。

(2) 県民との意見交換会の開催

県が実施している食品安全対策の取組みについて情報提供し、県民と意見や情報の交換を行います。

(3) 体験型リスクコミュニケーションの実施

食品安全セミナー

消費者を対象に食品安全セミナーを開催します。セミナーでは、食品表示、残留農薬や食品添加物等の食品の安全性に関する基礎知識講座を開催し、県内の自主管理に取り組んでいる食品製造施設や減農薬等に積極的に取り組んでいる生産地の現地視察、意見交換等を行って、消費者と生産者の相互理解を図ります。

残留農薬の検査体験学習

実際の検査体験を通じて、参加者が農薬検査の意義や目的を理解し、残留農薬に関する認識を深めることを目的として、農産物の残留農薬検査を体験できる学習会を開催します。

行政機関訪問

消費者を対象に、保健所や試験研究機関など食品の安全性確保に関連する仕事を行っている行政機関の施設見学や業務紹介を行い、消費者と行政の相互理解を図ります。

(4) 出前講座の開催

比較的少人数のグループを対象として、参加者の希望の日時、場所に職員を派遣し、食品の安全について話をする出前講座を実施します。

(5) 県民意識調査の実施

県民の視点に立った施策を推進するため、食品の安全性について、各種モニター（食品安全対策モニター、消費者リーダー、県政モニター、食品表示ウォッチャー）を対象にした意識調査（アンケート）を実施します。

(6) 「見学可能な食品関連施設リスト」の作成と公開

消費者と食品関連事業者との相互理解を図るため、県民等が無料で施設見学、意見交換等を行うことができる食品関連施設を把握し、ホームページ上で紹介します。